

ID: 114

担当部署: 市民生活課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市後期高齢者医療に関する条例 第6条第1項		
例規番号	平成20年条例第5号		
<p>【根拠条文】 (延滞金)</p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数が生じたとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数又は全額を納付することを要しない。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 市長は、特別な理由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び附則第3条の規定による。 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 116

担当部署: 市民生活課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	赤平市後期高齢者医療に関する条例 第8条及び第9条		
例規番号	平成20年条例第5号		
<p>【根拠条文】 (罰則)</p> <p>第8条 被保険者,被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が,正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず,又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず,若しくは虚偽の答弁をしたときは,10万円以下の過料を科する。</p> <p>第9条 偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金(本市が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者は,その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第10条の規定による。</p> <p>第10条 前2条の過料の額は,情状により,市長が定める。</p> <p>2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は,その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 125

担当部署: 市民生活課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	赤平市国民健康保険条例 第35条から第37条まで		
例規番号	昭和43年条例第18号		
<p>【根拠条文】</p> <p>第35条 世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第7項の規定による届出をせず、若しくはいつわりの届出をした場合又は同条第3項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は、2万円以下の過料を科する。</p> <p>第36条 世帯主又は世帯主であった者が正当な理由なしに、国民健康保険法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず若しくは、いつわりの答弁をしたときは、2万円以下の過料を科する。</p> <p>第37条 いつわりその他不正の行為により、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免がれた者に対し、その徴収の免がれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び第38条の規定による。</p> <p>第38条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。</p> <p>2 前3条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 126

担当部署: 市民生活課

処分の概要	一般廃棄物処理手数料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例 第31条第1項		
例規番号	平成14年条例第30号		
<p>【根拠条文】 (一般廃棄物処理手数料) 第31条 第19条の規定により,市が一般廃棄物の処理をする場合で,別表第1に掲げる手数料を徴収する事務を行うときは,その排出者から同表に定める手数料を徴収する。</p> <p>2 市長は,家庭系廃棄物の処理に係る手数料をあらかじめ納付した者(市長が指定する処理施設に直接搬入する者を除く。)に対し,指定ごみ袋又は指定ごみ処理券を交付するものとする。</p> <p>3 汚泥処理手数料については,市外に事業所を有する一般廃棄物業者にあっては2倍の額とする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 127

担当部署: 市民生活課

処分の概要	産業廃棄物の処分費用の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例 第32条		
例規番号	平成14年条例第30号		
<p>【根拠条文】 (産業廃棄物の処分費用) 第32条 第29条の規定により,市が産業廃棄物を処分する場合は,別表第2に定める費用を徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 128

担当部署: 市民生活課

処分の概要	一般廃棄物処理業等の許可申請手数料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例 第34条		
例規番号	平成14年条例第30号		
<p>【根拠条文】 (一般廃棄物処理業等の許可申請手数料) 第34条 前条第1項の規定による許可の申請をする者は、申請の際、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める手数料を納付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき5,000円 (2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき5,000円 (3) 一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき5,000円 (4) 一般廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件につき5,000円 (5) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき5,000円 (6) 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料 1件につき1,000円 (7) 一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料 1件につき1,000円 (8) 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 1件につき1,000円 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 131

担当部署: 市民生活課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例 第38条		
例規番号	平成14年条例第30号		
<p>【根拠条文】 (過料) 第38条 詐欺その他不正の行為により、第31条第1項又は第34条の手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 132

担当部署: 市民生活課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市共同浴場条例 第5条第1項		
例規番号	昭和62年条例第18号		
<p>【根拠条文】 (使用料の納入) 第5条 共同浴場を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全額又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第4条の規定による。 (使用料) 第4条 共同浴場の使用料は、公衆浴場入浴料金統制額(北海道知事が指定する額)の範囲内とし、別表のとおりとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 135

担当部署: 市民生活課

処分の概要	退場命令等		
例規名 根拠条項	赤平市共同浴場条例 第8条(第12条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	昭和62年条例第18号		
<p>【根拠条文】 (使用等の制限等) 第8条 市長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、共同浴場の使用を制限し、又は退場させることができる。</p> <p>(1) 浴槽内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしたとき。 (2) 他の使用者に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。 (3) 係員の指示に従わないとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 136

担当部署: 市民生活課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	赤平市墓地条例 第7条		
例規番号	昭和39年条例第19号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消) 第7条 次の各号の一に該当する場合は、使用許可を取消し、又は返還を命ずることができる。 (1) 使用許可の日から3ケ年以上使用しないとき。 (2) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく諸規定に違反し、催告してもなおこれに応じないとき。 (3) 使用者の所在が不明となって10年を経過したとき。 (4) 公益上必要が生じたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 138

担当部署: 市民生活課

処分の概要	使用料及び管理手数料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市霊園条例 第5条		
例規番号	昭和56年条例第7号		
<p>【根拠条文】 (使用料及び管理手数料) 第5条 霊園の使用料及び管理手数料の額は、別表のとおりとする。 2 前項の使用料及び管理手数料は、使用許可の際使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が納入しなければならない。 3 第3条ただし書の規定により本市以外の居住者に使用を許可したときの使用料は、100分の30を加算した額とする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 140

担当部署: 市民生活課

処分の概要	使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	赤平市霊園条例 第8条		
例規番号	昭和56年条例第7号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取り消し) 第8条 市長は、使用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、使用許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 許可の目的以外に使用したとき。 (2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。 (3) 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。 <p>【基準】 根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。 			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 149

担当部署: 市民生活課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	赤平市地域コミュニティセンター設置条例 第10条		
例規番号	昭和59年条例第13号		
<p>【根拠条文】 (利用許可の取消し) 第10条 指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、その利用許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取消することができる。</p> <p>(1) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。 (3) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 160

担当部署: 市民生活課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	赤平市生活館設置条例 第10条		
例規番号	昭和62年条例第17号		
<p>【根拠条文】 (利用許可の取消し) 第10条 指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、その利用許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。 (1) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。 (3) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。 2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1001

担当部署: 市民生活課

処分の概要	騒音発生施設等に係る騒音等の防止の方法の改善等の命令		
例規名 根拠条項	北海道公害防止条例 第48条第2項		
例規番号	昭和46年 北海道条例第38号		
<p>【根拠条文】 (騒音発生施設等に係る改善勧告及び改善命令) 第48条 知事は、規制地域内に設置されている騒音発生施設、振動発生施設又は悪臭発生施設を設置する工場等から発生し、又は排出される騒音、振動若しくは悪臭が、騒音、振動若しくは悪臭に係る規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定騒音等発生者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音、振動若しくは悪臭の防止の方法を改善し、又は騒音発生施設若しくは振動発生施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 知事は、第43条の規定による勧告を受けた者であつて規制地域内に工場等を設置している者がその勧告に従わないで騒音発生施設、振動発生施設若しくは悪臭発生施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音、振動若しくは悪臭の防止の方法の改善又は騒音発生施設若しくは振動発生施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。</p> <p>3 前項の規定による命令を受けた者は、その命令に基づく改善を行ったときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>4 知事は、第2項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>5 前各項の規定は、第41条の規定による届出をした者の当該届出に係る施設については、騒音、振動又は悪臭に係る規制基準が定められた日から3年間(悪臭に係る場合にあっては、1年間)は、適用しない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1002

担当部署: 市民生活課

処分の概要	騒音発生施設等の使用の一時停止の命令		
例規名 根拠条項	北海道公害防止条例 第48条第4項		
例規番号	昭和46年 北海道条例第38号		
<p>【根拠条文】 (騒音発生施設等に係る改善勧告及び改善命令) 第48条 知事は、規制地域内に設置されている騒音発生施設、振動発生施設又は悪臭発生施設を設置する工場等から発生し、又は排出される騒音、振動若しくは悪臭が、騒音、振動若しくは悪臭に係る規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定騒音等発生者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音、振動若しくは悪臭の防止の方法を改善し、又は騒音発生施設若しくは振動発生施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 知事は、第43条の規定による勧告を受けた者であつて規制地域内に工場等を設置している者がその勧告に従わないで騒音発生施設、振動発生施設若しくは悪臭発生施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音、振動若しくは悪臭の防止の方法の改善又は騒音発生施設若しくは振動発生施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。</p> <p>3 前項の規定による命令を受けた者は、その命令に基づく改善を行ったときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>4 知事は、第2項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>5 前各項の規定は、第41条の規定による届出をした者の当該届出に係る施設については、騒音、振動又は悪臭に係る規制基準が定められた日から3年間(悪臭に係る場合にあっては、1年間)は、適用しない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1003

担当部署: 市民生活課

処分の概要	事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべき旨の命令		
例規名 根拠条項	北海道公害防止条例 第57条第2項		
例規番号	昭和46年 北海道条例第38号		
<p>【根拠条文】 (事故時の措置)</p> <p>第57条 工場等からばい煙、粉じん、汚水等、騒音、振動又は悪臭(以下「ばい煙等」という。)を発生し、排出し、又は飛散させる者は、ばい煙等を発生し、排出し、又は飛散する施設、ばい煙等を処理する施設その他の施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙等が著しく発生し、排出され、又は飛散したときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。</p> <p>2 知事は、前項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場等の周辺区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、当該工場等からばい煙等を発生し、排出し、又は飛散させる者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1004

担当部署: 市民生活課

処分の概要	特定建設作業の騒音の防止の方法の改善等の命令		
例規名 根拠条項	北海道公害防止条例 第60条第2項		
例規番号	昭和46年 北海道条例第38号		
<p>【根拠条文】 (特定建設作業に係る改善勧告及び改善命令) 第60条 知事は、騒音に係る規制基準が定められている地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに規則で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。</p> <p>3 知事は、災害復旧等の建設工事として行われる特定建設作業について前2項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、当該建設工事の円滑な実施について配慮しなければならない。</p> <p>4 第23条第2項の規定は、第1項の規定による基準を定める場合について準用する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 144

担当部署: 市民生活課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市コミュニティセンター条例 第6条		
例規番号	昭和59年条例第12号		
【根拠条文】 (使用料) 第6条 前条の規定により許可されたもの(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	平成30年1月9日

ID: 147

担当部署: 市民生活課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	赤平市コミュニティセンター条例 第10条		
例規番号	昭和59年条例第12号		
【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第10条 市長は、次の各号の一に該当するときは、その使用許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取消することができる。 (1) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (2) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。 (3) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。 【基準】 根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。 2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	平成30年1月9日